

Tax Card 2024 (日本語版)

Tax Services



kpmg.cz KPMG in the Czech Republic

法人所得税

法人税率	21%
適格投資ファンド	5%
年金基金	0%

法人所得税は、会計上の税前利益から法人所得税法に準拠した税務調整を行い算出されます(例:引当金、減価償却費の税務上の評価額と会計上の評価額との差額)。会計帳簿は、チェコの国内通貨、または機能通貨とみなすことができる場合には選択された外国通貨(EUR, USD、GBP)により記帳されます。また特定の条件下において、貸借対照表日時点で計上された未実現為替差額を課税ベースから除外することが選択適用できます。

税務上の減価償却期間

有形固定資産	年
1 IT機器、工具等	3
2 オフィス機器、一部の機械装置、車両	5
3機械装置(産業用設備等の大規模なもの)等	10
- 4 パイプライン等	20
5 建物(区分6以外のもの)	30
6行政・商業ビル、ホテル、デパート等	50

減価償却方法は、定額法または加速償却法を用いることが認められています。 減価償却グループ1~3に属する特定の新規資産の減価償却費は、初年度に10 %、15%または20%増額することができます。

さらに、納税者は、2024年1月1日から2028年12月31日までの期間に取得した電気自動車について、特別税制償却を適用することができます。このような資産は24ヶ月間、税務上の減価償却が行われます。

太陽光エネルギーの生産に使用される固定資産は、240ヶ月の定額法で減価償却しなければなりません。

乗用車の損金算入可能な減価償却額は200万CZKが上限となります。

無形資産の減価償却

無形資産の税務上の減価償却は、会計上の減価償却と一致します。無形資産の減価償却は、納税者の決定により、定額法または加速償却法のどちらの方法でも行うことができます。

欠損金の利用

- 税務上の欠損金は、最大5年間繰り越すことができます。
- ・最高3,000万CZKを上限とする欠損金は、欠損金が確定した課税期間の直前の 2課税期間に利用することができます。
- 連結納税は適用できません。

税務上の非居住者の所得に対する源泉税例示:

配当	35/15/0%
—————————————————————————————————————	35/15/0%
ロイヤリティ	35/15/0%
オペレーティング・リース	35/15%
ファイナンス・リース	35/5%

源泉税の税率は、租税条約によって軽減される場合があります。チェコ共和国が租税条約または情報交換条約を締結していない国の居住者への支払いには、35%の税率が適用されます。

EUおよびEEA加盟国で、源泉税の対象となる所得(配当金を除く)を受け取る側は、確定申告において源泉税を最終的な納税額から差し引くことができます。

資本参加免税

EU、EEA加盟国、スイスで登録された子会社、および租税条約が有効な非 EU子会社からの受取配当金は、一定の条件を満たせば非課税となります。

チェコ共和国、EUまたはEEA加盟国、スイスに登録されている親会社に支払われる配当金は、一定の条件を満たせば、源泉税の対象とはなりません。

EU、EEA加盟国、またはチェコ共和国が租税条約を締結している国に居住し法人税率が 12%以上である子会社の株式売却によるキャピタルゲインは、一定の条件を満たす場合に限り、非課税となります。

関連企業間の利息およびロイヤルティ

チェコの居住者である会社、または他のEU加盟国で登録された会社のチェコの恒久的施設が、他のEU、EEA加盟国、またはスイスに居住する関連会社に支払う利息およびロイヤリティは、一定の条件(例:24ヶ月以上の継続的保有、受取人が実質的所有者である等)を満たせば、チェコ共和国での源泉徴収の対象とはなりません。当該免除の適用可否は、納税者の申請に基づき税務当局が確認する必要があります。

移転価格

一般に、関連者間の取引(国境を越えた取引と国内取引の両方)には独立企業間原則が適用されます。国内の移転価格税制についても、OECD移転価格ガイドライン等に従う必要があります。

移転価格は、チェコ税務当局のフォーカスエリアの一つとなっており、追徴税額はここ数年で大幅に増加しています。特に、損失を計上している場合におけるローリスクエンティティ(一定の最低利益が期待されリスクが限定された企業)への再分類が最も脅威となっています。税務上はチェコの受益者によるグループ内サービスの文書化及び提供された役務取引の証明に重点が置かれています。ここ数年の傾向として、金融取引および親会社からの命令の実態に関して詳細な調査を行う動きが観測されています。

移転価格の文書化は義務ではなく、文書化しないこと自体に罰則はありません。しかし、税務調査において、企業は要求に応じて通常15日以内に文書を提出することが求められています。

法人税申告の際、納税者はさらに、関連者取引を添付資料で報告することが義務付けられています。税務当局は、収集したデータをもとに、税務調査の対象となる納税者を事前に選別するとともに、長期的な損失やタックスへイブンに拠点を置く取引先との取引など、その他のリスク指標にもフォーカスしています。

国別報告書(CbCR)及び2024年7月22日以降に開始する事業年度に適用される公開国別報告書(公開CbCR)は、完全に実施されています。

リスクを管理するために、関連者取引の適切な評価と最新の移転価格文書化が推奨されます。また、恒久的施設や支店への課税ベースの割当方法など、グループ内取引で適用される移転価格算定方法について、税務当局に一国または二国間の事前確認を要請することも可能です。

過少資本税制

クレジット、借入、その他の負債性金融商品(キャッシュプーリング等)に関連する金融費用は、以下該当する場合は損金不算入 となります:

- 利率が借入側の利益と連動している場合、または
- 関連者からのクレジット、借入、その他の商品(バック・トゥ・バックの資金調達を含む)の合計が、資本の4倍(銀行および保険会社は6倍)を超える場合

借入費用の損金算入

超過借入費用(すなわち、税務上損金算入される借入費用と課税対象となる借入収入との差額)は、8,000万CZKまたは税引前利益(EBITDA)の30%を上限として税務上損金算入が可能です。借入費用がこの限度額を超える場合には、その超過額だけ課税ベースが増加します。損金不算入の借入費用は、翌課税期間に繰り越すことができます。

出国税

所有権の変更を伴わない外国への資産の移転(すなわち、チェコ共和国の本社から国外の恒久的施設への資産の移転またはその逆、あるいは国外への税務上の居住地の移転)は、課税対象となる可能性があります。

CFCJV-JV

外国子会社が被支配外国企業 (Controlled foreign company, CFC)としての要件を満たす場合、要件を満たす資産および活動からの所得は、チェコの支配企業 (親会社) で課税されます。

被支配外国企業(CFC)とは、チェコの支配企業(親会社)が直接または間接的に50%以上を保有し、その実行税負担率がチェコの半分以下である企業を指します。

CFCルールは、主に子会社の受動的所得(利子、配当、ロイヤリティなど)に適用されます。

ハイブリッド・ミスマッチの課税

費用の二重控除等の企業グループレベルでのハイブリッド・ミスマッチに対応するために、課税対象となる所得が増加する場合があります。

課税期間

課税対象期間は通常、暦年です。ただし納税者が税務当局に届け出れば、 異なる課税期間を選択することができます。

外国に支払われた所得の報告義務

納税者は、一般的には源泉徴収義務がありますが、源泉徴収された外国企業への支払いだけでなく、国内法または関連する租税条約に基づいて、特定のケースでは課税が免除される取引についても報告しなければなりません。

外国への源泉税が免除される所得の支払は、ロイヤルティ、配当、利子による所得にのみ適用されます。利子の支払いは、その所得が月に30万 CZKを超える場合に申告されなければなりません。

超過利潤税(ウインドフォール税)

2023年から2025年にかけて、化石燃料エネルギー業および銀行業の一部の納税者に超過利潤税が適用され、超過利益に対して60%の税金が課されます。超過利益は、2018年1月1日から2021年12月31日までの間の課税年度において、当該年度の一般課税ベースにおける所得または損失の平均に20%を加算した金額を超える部分と定義されます。この税金は、法人所得税(21%)に上乗せして適用されます。

この税の納税者は、通常、超過利潤税の対象となり、かつ超過利潤税の 適用期間(2023-2025年)の少なくとも一部に該当する課税期間において 5,000万CZKを超える所得を生み出している納税者となります。

グローバルミニマム課税

グローバルミニマム課税は、EUミニマム課税指令およびOECDグローバルルールに基づいてチェコ共和国で制定されました。当該規則は、過去4期間のうち少なくとも2期間の連結売上高が7億5,000万ユーロ以上のグループに適用されます。チェコの最終親会社は、その事業が行われるすべての国・地域において少なくとも15%の実効税率が適用される所得合算ルール(Income Inclusion Rule, IIR)の対象となります。いずれかの国・地域の実効税率が15%を下回る場合、15%と実際の実効税率との差額のトップアップ税額を徴収する義務が生じます。親会社のある国がIIRを適用していない場合、トップアップ税額をチェコの子会社レベルで徴収することを保証する補足的な軽課税所得ルール(Undertaxed Payments Rule, UTPR)は、2025年から適用されます。

チェコ共和国もEUミニマム課税指令の適用を選択し、2023年12月31日から始まる課税期間について適格国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax, QDMTT)を導入しているため、IIRに基づき発生するトップアップ税額は、グループの最終親会社レベルではなくチェコ共和国で徴収されるようになります。

義務的開示制度(DAC 6)

TEU指令2018/822で定義されたホールマークを満たすクロスボーダーアレンジメント(例えば、税務上のベネフィットを得ることが当該取決めの主な目的である場合)を税務当局に報告する義務が実施されました。報告対象となるクロスボーダーアレンジメントは、関連する事象から30日以内に報告しなければなりません。

プラットフォーム事業者の報告義務(DAC7)

理事会指令(EU)2021/514(DAC7)のチェコ法への導入により、プラットフォーム運営者は、販売者がプラットフォームを通じて得た所得に関する情報を提供する義務が導入され、EU加盟国の税務当局が当該情報を収集し、自動的に交換できるようになりました。これは、特定の対価を得る活動(不動産提供、輸送手段提供、個人サービス、物品販売)の実施を促進するプラットフォームに適用されます。

個人所得稅

税率

チェコ共和国では、2つの税率帯による累進課税が適用されます。平均月給の36倍までの所得には15%の第一税率が適用され、それ以上の所得には23%の第二税率が適用されます。

年間所得(2024年度)	月間給与所得(2024年度)	税率
1,582,812 CZK以下	131,901 CZK以下	15%
1,582,812 CZK超	131,901 CZK超	23%

チェコの非居住者が受け取るチェコ企業の法定代理人としての報酬(チェコ源泉所得)には15%の源泉税が課されます。

従業員の課税ベース

従業員の課税ベースは給与総額です。

課税対象となるベネフィット

• 生活手当

- ホームリーブ手当
- ・業務とプライベートの両方で使用する社用車の購入価格の月1%分 (低排出ガス車は0.5%/月、ゼロ・エミッション車は0.25%/月)
- 雇用者が支払う燃料費
- 雇用主が負担する民間医療保険
- ストックオプション収入
- 外国および国内の税金の還付

非課税となるベネフィット

例:

- 年間50,000 CZKを超えない年金および生命保険料
- 一定の条件で雇用主が提供する住宅(月額3.500 CZKを上限とする)
- 従業員がシフト中に3時間以上勤務した場合における、法定限度額(2024 年は1シフト当たり116.20 CZK)を上限とする食事手当および現金以外の 形で提供される食事

非現金給付に対する課税

2024年には、平均賃金の半額を上限とする非現金(余暇)給付の免除が導入されます。従って、年間21.983.50 CZKまで免除が可能となります。

例:

- スポーツ、文化、教育施設の利用
- 現金以外の学費

個人所得税の税控除

例:

基礎控除	CZK 30,840
第1子の控除	CZK 15,204
第2子の控除	CZK 22,320
第3子以降の控除	CZK 27,840
配偶者控除(3歳未満の子を養育する配偶者で、年間所得	CZK 24,840
が68,000 CZK以下の場合のみ)	

社会保険 健康保険

保険の種類	負担		合計
	雇用主(%)	従業員(%)	(%)
社会保険:			
年金保険	21.5	6.5	28.0
疾病保険	2.1	0.6	2.7
失業保険	1.2	0	1.2
健康保険	9.0	4.5	13.5
合計(%)	33.8	11.6	45.4

社会保険の算定基礎額の年間上限は、平均賃金の48倍となります(2024年には2.110.416 CZK)。健康保険に上限は適用されません。

雇用主は、病気が発覚した日から14日目までの賃金補償を従業員に支払う 義務があります。法定傷病手当は15日目から支払われます。

自営業者の課税ベース

自営業者は、社会保険料と健康保険料を課税ベースから控除することができません。実費を請求する代わりに、40~60%(農業従事者の場合は80%)の範囲で一括して控除することができます。ただし、控除額に制限がある場合もあります。

VAT登録をしておらず、年間所得が200万CZK以下の自営業者は、社会保険料と健康保険料を含む一括税を選択適用することができます。

投資収益

不動産の譲渡によるキャピタルゲインは、個人の課税ベースに含まれます。非事業目的で保有する資産の譲渡益は、必要な保有期間が満たされていれば、非課税の対象となります。

有価証券のキャピタルゲインは、その売却による所得が1課税年度で100,000 CZKを超えない場合、非課税となります。3年間の保有期間後は課税されません。

有限責任会社や協同組合へのによるキャピタルゲインは、5年間の保有期間を経て非課税となります。

付加価値税 VAT

チェコ共和国では3種類の付加価値税率が適用されます:標準VAT税率 - 21%:

ほとんどの製品およびサービス(下記を除く取引)

軽減税率 - 12%:食料品(飲料を除く)、特定の医薬品、特定の医療機器、ベビーフード、新聞、暖房、水道水の供給、書籍に対する付加価値税の免税措置が2024年に導入されました。

非課税 - 物品の輸出、域内供給、国際輸送および関連サービス、EU域外に発送される物品に関するサービス、およびVAT法で定義されたその他の供給。金融サービス、不動産サービスも非課税となります。

リバースチャージメカニズム - チェコのVAT納税者間で行われる特定の供給に対して適用されます。具体的には、金、廃棄鉱物・廃棄物、建設・組立作業、排出権、穀物、金属、携帯電話、集積回路、タブレット、ノートパソコン、ビデオゲーム機、テンサイ、ガス・電気の供給、卸売業を営む企業向けの特定の電気通信サービス(および建設・組立作業のための労働力の提供又は様々な形態の強制的な財産の引渡し)などが挙げられます。リバースチャージは、共和国でVAT登録されていない事業体が、チェコのVAT納税者に商品を現地で供給する場合にも適用されます。

個人所有の自動車に対するインプットVATの還付は、420,000 CZK(購入価格200万CZKまで対応した金額)に制限されます。

VAT登録はグループ単位での登録が可能です。

物品税

物品税は、炭化水素燃料と潤滑油、蒸留酒、ワイン、ビール、タバコに対して 課され、製品の種類に応じて1単位当たりの金額が定められています。

エネルギー税

エネルギー税は、天然ガスやその他のガス、電気、固形燃料に適用されます。エネルギー税の対象となるのは、チェコ国内で供給されるものに限られます。

広範な免税制度(例:冶金または鉱物学的プロセスで使用されるエネルギー)が適用されます。免税を受けるためには、税務当局の承認を得る必要があります。

炭素関税報告書(CBAM)

CBAM指令は2023年10月1日に発効され、2025年末までの移行期間が開始しました。2023年10月1日以降、EU域外からCO2を大量に排出する特定の製品(セメント、アルミニウム、肥料、電力、水素、鉄鋼、ねじやボルトなどの川下製品など)を輸入する企業は、これらの製品の輸入と、その生産に関連する炭素排出量(カーボンフットプリント)を報告することが義務付けられます。チェコ共和国は、炭素関税の管理を環境省に委任しています。納税者は、CBAM報告書を四半期単位で該当する期の翌月末までに提出しなければならず(すなわち2023年の四半期の最初のCBAM報告書は2024年1月末までに提出)、この報告には取引業者ポータルへの登録および口座開設が必要となります。

固定資産税

チェコ不動産登記簿に記録されている土地や、チェコ国内で使用・完成した建築物は、固定資産税の課税対象となります。

納税義務者は不動産の所有者です。税務申告の義務は、前暦年中に税額を決定する上で決定的な事実の変更があった場合にのみ発生します(一定の例外を除く)。税務申告書の提出期限は1月31日です。5,000 CZKまでの税金は5月31日までに1回で納付し、これを超える税金は5月31日と11月30日までに2回に分けて納付します。

課税ベース、税率、および一定の係数の適用は不動産の種類と所在地(自治体)によって異なります。

不動産の種類によっては、不動産税が免除される場合もあります。不動産税は、法人所得税法上の損金算入が可能です。

ほとんどの税率は2024年1月1日から約80%引き上げられる。

不動産取得税

T不動産取得税は2020年に廃止されました。

贈与税と相続税

2014年1月1日に贈与税と相続税が廃止されました。ただし、近親者間以外の贈与・相続には所得税が課せられます。

道路税

道路税は通常、カテゴリーN2またはN3に含まれる車両とカテゴリーO3またはO4に含まれるトレーラーの運転者が支払います。 税額は400 CZKから24,200 CZKまでとなります。乗用車(バス、バン、12トン以下の中型トラック及びトレーラーを含む)は、道路税の対象外です。

和税条約ネットワーク

2024年1月1日現在、以下の国との条約が発効しています:

アルバニア	ハンガリー	パナマ
アンドラ	アイスランド	フィリピン
アルメニア	インド	ポーランド
オーストラリア	インドネシア	ポルトガル
オーストリア	イラン	カタール
アゼルバイジャン	アイルランド	ルーマニア
バーレーン	イスラエル	ロシア*
バングラデシュ	イタリア	サンマリノ
バルバドス	日本	サウジアラビア
ベラルーシ	ヨルダン	セネガル
ベルギー	カザフスタン	セルビア
ボスニア・ヘルツェゴ	コソボ	シンガポール
ビナ	クウェート	スロバキア
ボツワナ	キルギス	スロベニア
ブラジル	ラトビア	南アフリカ
ブルガリア	レバノン	韓国
カナダ	リヒテンシュタイン	スペイン
チリ	リトアニア	スリランカ
中国	ルクセンブルク	スウェーデン
コロンビア	マレーシア	スイス
クロアチア	マルタ	シリア
キプロス	メキシコ	タジキスタン
デンマーク	モルドバ	タイ
エジプト	モンゴル	チュニジア
エストニア	モンテネグロ	トルコ
エチオピア	モロッコ	トルクメニスタン
フィンランド	オランダ	ウクライナ
フランス	ニュージーランド	アラブ首長国連邦
グルジア	ナイジェリア	イギリス
ドイツ	北朝鮮	米国

*注:2023年、ロシアはチェコ共和国との租税条約の履行を一方的に停止すると発表。その後、チェコ財務省が同条約の条項の履行停止を確認しました。

ウズベキスタン

ベネズエラ

ベトナム

北マケドニア

ノルウェー

パキスタン

ガーナ

ギリシャ

香港

税制優遇措置

支援対象となる活動:

- ・製造業における新規製造工場の建設、既存工場の拡張(生産能力の拡張、生産ポートフォリオの多様化、生産プロセス全体の大幅な変更)
- 新しいテクノロジーセンター(R&Dまたはイノベーションセンター)の設立、または既存のセンターの拡張
- 新しい戦略的サービスセンターの設立、または既存のサービスセンター の拡張(ソフトウェアセンター、データセンター、修理センター、シェアード サービスセンターなど)

主なインセンティブ(国家補助の形態):

- 法人税の免除(最大 10年間)
- 新規雇用創出に対する助成金*
- ・職業訓練に対し支給される助成金*
- 戦略的プロジェクトのための有形固定資産・無形資産の取得に対する現金助成*
- 土地の低廉価格での提供*
- 特定インダストリアルゾーンにおける不動産税免除*

*投資プロジェクトの特定の地域のみを対象とした援助

インセンティブの限度額は、地域によって異なります。新規プロジェクトの場合、国家補助の総額は、大企業では投資額の40%まで、中規模企業では50%まで、小規模企業では60%となっています。

主な要件:

- 投資プロジェクトに関連する作業は、チェコ投資庁に投資優遇措置の申請書を提出した後にのみ開始すること
- 大企業の場合、最低投資額は8,000万CZK(機械の取得には最低 4,000万CZK)であること
- ・投資プロジェクトは、一部の例外を除き、高付加価値活動(主に平均月間 総賃金と研究開発活動)の要件を満たすこと
- 申請書には、投資プロジェクトが地域と国(チェコ共和国)にもたらすと予想される利益が定量化されていること。利益は適切に文書化されることが重要となります
- すべての活動、建物、施設は環境基準を満たすこと
- すべての申請は産業貿易省による承認を受ける(戦略的プロジェクトは引き続き政府の承認が必要)
- すべての条件は、投資インセンティブの付与に関する決定がなされた日から3年以内に実現しなければならない

研究開発費控除

納税者が研究開発活動に要した費用は、課税所得の計算上、損金として2倍以上の金額を控除することが可能となっています(該当する費用の110%まで)。

現金助成

現金助成は、チェコやEUの基金から得られます。しかし、個々のEU現金助成プログラムは、通常、限られた期間しか利用できません。

現在、2021年から2027年の新しいプログラム期間が開始し、国家復興計画 (NRP) 及び競争力強化技術・応用プログラム (OP TAC) から募集が発表されています。その他の現金助成は、チェコ共和国技術庁及び近代化基金から発表された募集により利用可能です。

詳細はこちらまで:

KPMG Česká republika, s.r.o. Pobřežní 1a 186 00 Praha 8 T: +420 222 123 625 F: +420 222 123 446 www.kpmg.cz www.kpmg.com

ダニエル・シュマラゴウスキー 税務・法務担当パートナー dszmaragowski@kpmg.cz

パベル・ゴレル パートナー pgorel@kpmg.cz

トマーシュ・クルーパ パートナー tkroupa@kpmg.cz

ヤナ・フクソヴァ ディレクター jfuksova@kpmg.cz

ヤン・リンハート パートナー jlinhart@kpmg.cz **ラディスラフ・マルセク** パートナー Imalusek@kpmg.cz

パヴェル・オテブジェル ディレクター potevrel@kpmg.cz

パ<mark>ヴェル・ロホヴァンスキー</mark> パートナー prochowanski@kpmg.cz

ペトル・トーマン パートナー ptoman@kpmg.cz

Japan Desk

末正響(すえまさ ひびき) マネジャー hibikisuemasa@kpmg.cz

This card has been prepared as a quick reference tool for the most common tax rates and amounts and represents the status as at 1 January 2024.

© 2024 KPMG Česká republika, s. r. o., a Czech limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee.

All rights reserved.